

(第1-2関係) 補足資料4 特別監察において確認した不適切な取扱い一覧

特別監察において確認された不適切な取扱いについて、佐賀県警察において確認されたものと
同様のもの、特別監察で新たに確認されたものの順番に整理すると、以下のとおりである。

9 (0)	[1]	【当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施】 鑑定資料が切り取られていないにもかかわらず、当該鑑定資料を使用して検査をしたように装ったもの
4 (0)	[2]	【鑑定残余資料の紛失・偽装】 鑑定後の残余資料を紛失し、異なる資料を残余資料であるかのように装ったもの
133 (56)	[3]	【ワークシートの不適切な記載】 ワークシートに事実と異なる記載をしたもの
42 (12)	[4]	【定量日時等の不適切な変更】 定量結果資料の作成に当たり、定量日時やコントロールの定量結果の数値等を変更していたもの
139 (58)	[5]	【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】 電気泳動データの解析結果資料の作成に当たり、鑑定資料以外のコントロールやアレリックラダーの電気泳動データを不適切に組み合わせて使用していたもの
2 (0)	[6]-1	【予備検査の不十分な実施】 対象職員による鑑定ではDNA型が検出されなかった鑑定において、対象職員による予備検査が不十分であったもの
1 (0)	[6]-2	【鑑定資料の付属品の紛失】 鑑定嘱託を受けた際に鑑定資料に付属していたものを紛失したものの
1 (0)	[6]-3	【鑑定資料の不適切な切り取り】 ワークシートに記載せずに鑑定資料の一部を切り取り、その後の検査を行っていなかったもの
3 (0)	[6]-4	【鑑定結果の回答漏れ】 鑑定結果を鑑定嘱託を受けた所属に回答していなかったもの
2 (0)	[7]-①	【鑑定資料の取り換え】 複数の鑑定資料をまとめて嘱託されたDNA型鑑定において、鑑定作業の途中で鑑定資料を取り換えていたもの
5 (1)	[7]-②	【電気泳動の不実施】 定量後、引き続き行うべき検査を行っていなかったもの
4 (0)	[7]-③	【別の鑑定資料のDNA抽出液等の使用】 鑑定資料のDNA抽出液・DNA増幅液として、別の鑑定資料のものを使用していたもの
7 (1)	[7]-④	【別の鑑定資料の電気泳動データの使用】 鑑定資料の電気泳動データとして、別の鑑定資料のものを使用していたもの
1 (0)	[7]-⑤	【DNA型の不適切な判定】 電気泳動結果を適切に組み合わせて判定すれば、より多い座位数の検出を回答することができたもの
9 (9)	[7]-⑥	【DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更】 電気泳動データの解析に必要な指標を得るための試薬（サイズマーカー）の解析条件を、解析により検出されるDNA型に影響しない程度で変更し、解析を行ったもの
1 (0)	[7]-⑦	【本来は使用しない電気泳動データの使用】 当該鑑定資料の電気泳動データには問題がなかったが、同時に電気泳動をしたアレリックラダーに検査不良が認められたため、本来使用しない当該鑑定資料の電気泳動データを使用して、決裁用の解析結果資料を作成したものの
1 (0)	[7]-⑧	【コントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用】 鑑定資料から「DNA型不検出」との結果を得たにもかかわらず、DNAを含まないコントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用し、決裁用の解析結果資料を作成したものの
1 (1)	[7]-⑨	【電気泳動の不適切な実施】 本来、当該鑑定資料のDNA抽出液から別々に作成したDNA増幅液2種類に、それぞれ電気泳動を実施すべきところ、1種類のDNA増幅液を使用して電気泳動を2回実施し、それらの結果を使用して、DNA型判定を行っていたもの
8 (3)	[7]-⑩	【解析結果資料の印刷日時の変更】 事実と異なる印刷日時を表示した電気泳動データの解析結果資料を作成したものの
3 (0)	[7]-⑪	【ワークシートの未作成】 ワークシートの作成が確認できなかったもの

※ 1件の鑑定において複数の不適切な取扱いが認められたものがある。
 ※ () 内の数字は、特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数
 ※ [1]～[6]-4については、佐賀県警の調査で確認された不適切な取扱いと同様のものである。
 ※ [7]-①～[7]-⑪については、特別監察で新たに確認された不適切な取扱いである。